

エアロウムだより

社会保険労務士法人エアロウム

代表社員 鶴留 舞

【博多オフィス】

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-16-12-2F

TEL : 0 9 2 - 4 0 2 - 2 4 4 5

【飯塚オフィス】

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

2026 年 7 月号

外国人労働者の職場定着に活用したい
「人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コース」

◆支給額

雇用保険の被保険者となる外国人を雇用し、以下の措置を導入することに 20 万円（上限 80 万円）

◆就業環境整備措置

期間（3 カ月以上 1 年以内）を定めて計画を作成、労働局へ提出し、認定を受けた後に下記の措置（必須メニューに加え、選択メニュー①～③のいずれか）を実施して、支給申請を行います。

【必須メニュー】

- ・雇用労務責任者の選任…事業所ごとに選任し、外国人労働者への周知と 1 回以上の面談を実施する。
- ・就業規則等の多言語化…就業規則、労働協約、労働条件通知書、雇用契約書のいずれかを多言語化し、外国人労働者に周知する。

【選択メニュー】

- ①苦情・相談体制の整備…外国人労働者の母国語または使用するその他の言語により苦情・相談に応じる体制を新たに定める。
- ②一時帰国のための休暇制度…希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1 年間に 1 回以上、連続 5 日以上の有給休暇を取得させる。
- ③社内マニュアル・標識類等の多言語化…社内マニュアル等を新たに多言語化し、外国人労働者に周知する。

【参考】

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/001682049.pdf>

エアロウムでは就業規則や労使協定等の英語化を承ります。
難しい日本語が理解できず、会社のルールが守れていないケースも多いので
英語化して無用なトラブルを防ぎましょう。
助成金がもらえて、トラブルも防げる、かなりお得な内容です。

同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます

◆同一労働同一賃金ガイドラインとは

令和8年4月28日に同一労働同一賃金に係る改正省令・告示が公布され、改正同一労働同一賃金ガイドラインが令和8年10月1日から適用されます。このガイドラインは、正社員と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で待遇差が存在する場合に、どのような待遇差が不合理、あるいは不合理でないのか、原則となる考え方や具体例、留意事項を示すものです。

◆ガイドライン改正のポイント

今般、裁判例の蓄積などを踏まえて記載が見直され、明確化や充実が図られているほか、新規に追加された内容もあります。特に、各種手当（退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当等）や福利厚生（夏季冬季休暇、褒賞等）について、具体的な考え方や例示が追加されています。

また、改正省令により、非正規雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項について、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が追加されます。説明の際は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」により行います。

◆企業に求められる対応

企業においては、非正規雇用労働者からの説明請求への対応が一層重要となります。各種手当や福利厚生の支給基準の見直し、就業規則の点検、説明体制の整備が欠かせません。ガイドラインに基づき、厚生労働省が公表する関連書式やリーフレットも活用しながら、早めの確認と対応を進めましょう。

【参考】同一労働同一賃金特集ページ（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

令和7年の労働災害発生状況 死亡者数は過去最少

厚労省が5月27日、令和7年の労働災害発生状況を公表しました。令和7年1月から12月までの、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いたデータが取りまとめられています。

◆死亡者数

労働災害による死亡者数（死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計）は700人（前年比46人・6.2%減）と、過去最少となりました。

（1）業種別

建設業：214人（前年比18人・7.8%減）	製造業：115人（同27人・19.0%減）
陸上貨物運送事業：80人（同28人・25.9%減）	商業：61人（同6人・10.9%増）

（2）事故の型別

墜落・転落：186人（前年比2人・1.1%減）	交通事故（道路）：126人（同3人・2.4%増）
はさまれ・巻き込まれ117人（同7人・6.4%増）	

◆休業4日以上之死傷者数

事業者から提出される労働者死傷病報告をもとに集計した死傷者数は、135,333人（前年比385人・0.3%減）でした（通勤中に発生した災害の件数は含まれません）。

（1）業種別

製造業：26,371人（前年比305人・1.1%減）	商業：23,128人（同1,089人・4.9%増）
保健衛生業：19,291人（同424人・2.2%増）	陸上貨物運送事業：15,632人（同660人・4.1%減）

（2）事故の型別

転倒：37,195人（前年比817人・2.2%増）	墜落・転落：20,864人（同165人・0.8%増）
腰痛等の「動作の反動・無理な動作」：22,166人（同52人・0.2%減）	

死亡者数は過去最少となったものの、休業4日以上之死傷者数は令和4年から横ばいとなっており、引き続き労働災害防止に向けた積極的な取り組みが求められます。7月1日～7日の全国安全週間および6月1日～30日の準備期間を機に、体制を見直しましょう。

【参考】令和7年の労働災害発生状況を公表 | 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73382.html

高齢者の熱中症対策と補助金活用

◆過去最多の死傷者数、高齢者は特に注意

2025 年の職場における熱中症による死傷者数は 1,803 人と、統計開始（2005 年）以降最多になりました。年齢別では、25～29 歳の 129 人に対し、60～64 歳は 181 人、65 歳以上は 278 人と、高齢者が多くなっています。加齢により体温調節機能や暑さの自覚が低下する高齢者は熱中症を発症するリスクが高く、企業として積極的な安全配慮が求められます。

◆熱中症対策の義務化への対応

2025 年 6 月からの改正労働安全衛生規則では、職場の熱中症対策が「義務」とされています。①体制整備、②手順作成、③関係者への周知の 3 つが重篤化を防止するために義務付けられ、違反には罰則の適用や業務停止命令の可能性もあります。そのため、予防対策として実効性のある対応が必要です。

具体的には、WBGT 値（暑さ指数）の把握とそれに基づく作業環境の改善、作業負荷の軽減、休憩や水分補給の管理等が求められます。

◆エイジフレンドリー補助金の活用も有効

60 歳以上の高齢労働者の熱中症予防対策には、「エイジフレンドリー補助金（熱中症対策コース）」の活用が可能です。スポットクーラー、ミストファン、WBGT 指数計、電動ファン付き作業服等の導入経費が、補助対象となります。

補助金の申請は事業者自身が行う必要があり、審査による要件確認や書類の準備には一定の時間を要しますし、実務対応も発生します。申請受付は 2026 年 10 月 31 日までですが、予算額に到達次第終了となるため、早めの検討が重要です。

【参考】令和 7 年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73330.html

「令和 8 年度エイジフレンドリー補助金」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

2026 年に変わる iDeCo の改正ポイント

個人型確定拠出年金「iDeCo」は長期的な資産形成を行うことを目的とした私的年金ですが、ルールが変わることも多いので、直近の改正をまとめます。

◆退職所得控除に関する「5 年ルール」が「10 年ルール」に（2026 年 1 月 1 日より施行）

改正前は、先に iDeCo の給付金を一時金で受け取り、5 年以上経過してから会社の退職一時金を受け取ると、掛金拠出期間と勤続期間で重複する期間の退職所得控除を、それぞれに使うことができました。改正後はこの「5 年」が「10 年」になり、受取りの間隔を 10 年以上空けない限り、重複期間の退職所得控除は 1 回しか使えないように調整されます。

なお、先に会社の退職一時金を受け取り、後で iDeCo の一時金を受け取る場合には、退職所得控除を二重に使うには 20 年以上の間隔を空ける必要があります。

◆加入可能年齢が「70 歳未満」に拡大（2026 年 12 月 1 日より施行予定）

iDeCo に加入できる年齢は原則 20 歳以上 65 歳未満でしたが、改正後は、70 歳になるまで掛金の拠出が可能になります。ただし、iDeCo は公的年金の上乗せであるため、老齢基礎年金などの公的年金を受け取るようになると、掛金の拠出はできなくなります。

◆掛金の上限の引上げ（2026 年 12 月 1 日より施行予定）

会社員・公務員の拠出限度額は月額 2 万円（企業年金がある場合は合計 5.5 万円）または 2.3 万円でしたが、改正後は 6.2 万円（企業年金がある場合は合計 6.2 万円）に引き上げられます。

自営業者・フリーランス等の拠出限度額は、国民年金基金と合算で月額 6.8 万円でしたが、7.5 万円に引き上げられます。

【参考】令和 7 年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07/taikou_01.htm?utm_source=chatgpt.com

令和 8 年 12 月から iDeCo がパワーアップします！

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001620594.pdf>

7月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限〔年金事務所または健保組合〕＜7月1日現在＞
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 特例による源泉徴収税額の納付＜1月～6月分＞〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出〔公共職業安定所〕＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限＜年度更新＞〔労働基準監督署〕
- 労働保険料の納付＜延納第1期分＞〔郵便局または銀行〕

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請＜6月30日の現況＞の提出〔税務署〕
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

31日

- 所得税予定納税額の納付＜第1期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出〔労働基準監督署〕＜休業4日未満、4月～6月分＞
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第2期＞〔郵便局または銀行〕

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

職場復帰しました

第2子の育児休業を取得していた梶尾が、このたび職場に復帰しました。久しぶりに会う梶尾は、以前にも増してお母さんらしい穏やかな雰囲気になっていて、育児の日々の充実ぶりが伝わってきます。

長らく空いていた席に人が戻り、事務所もぐっと賑やかになりました。もっとも、育休中も納涼会や忘年会には顔を出してくれていたので、仲間意識は健在でした。

育児休業や介護休業などで長期間職場を離れる場合、会社と本人とのつながりをどのように維持するかは悩ましいテーマです。会社から情報提供をしたり、社内イベントに声をかけたり、仲間からメッセージを送ったり、時には職場に遊びに来てもらったり…。方法は様々ですが、復職後の安心感や職場への帰属意識に大きく影響します。

一方で、すべての要望を受け入れてしまうと組織としての公平性や秩序を保つことが難しくなることもあります。「個別事情への配慮」と「組織運営のバランス」は、まさに人事労務の永遠のテーマですね。

今回の梶尾の復職も、新たな気づきがたくさんあり、制度は人を支え、人とのつながりは制度を活かすのだと改めて感じる機会になりました。 鶴留

